

議会運営委員会会議録

平成20年 3月 5日 (水)

(開 会) 16:22

(閉 会) 16:40

○ 委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。

追加議案について、執行部の説明を求めます。

○ 総務課長

追加して提案いたします議案について、ご説明いたします。お配りしております議案概要で説明させていただきます。「議案第53号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、医療制度改革による平成20年度からの後期高齢者医療制度の改正に伴い、国民健康保険税に後期高齢者支援金等基礎課税額を追加する等のため、条例を改正するものでございます。報告第9号から第11号までにつきましては、市道上の車両損傷事故1件、交通事故2件に係る損害賠償の額を定めること、及びこれに伴う和解について専決処分を行いましたので、本会議最終日に報告を行うものでございます。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 江口委員

今、議案の説明があったわけです。ちょっとこの議案とは直接関係はございませんが、1点だけお願いをいたします。先ほど、本会議の質疑の中で、代表質問の中で、市民病院の医師の数について、現状どうなのかと言う質問がございました。それに対して、お答えの中で、1人ないし2人と、この質問はそれぞれの科が今何人確保できているのかというところですよ。それに対して、きちんと答えられてない部分がございます。これについては、きちんと反省をしていただいて、この議案以降きちんと真摯に答えたいと思っております。また、議会運営委員長におかれましては、そのことを併せて議長の方に、きちんとした答弁がなされるように申し入れの方をしていただきたいと思っております。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 16:24

再 開 16:26

委員会を再開いたします。他に質疑はありますか。

○ 市場委員

これは、明日の朝に提案があるんですか。これは、上がるのか下がるのか見ただけではなかなか分からないんですけど、結局普通保険税なんていうのは、3月議会というのは非常識なんですよね。特に、後期高齢者という問題があるかとは思いますが、全然分からないまま、委員会に付託して、時間が全然無いようなかたちのなかで、これは上がるんですか、上がらないんですか、上がるとしたら普通の人でどれくらい上がるといって説明していいじゃないやろうか。

○ 健康増進課長

議会提案が非常に遅くなって申し訳ないと思っております。今回の保険税率につきましては、

後高運営協議会等で一定の答申、11月の月に頂いております。それを受けまして、その答申の報告等につきましては、委員会等に報告しながら条例として提案する時期を待っておったわけです。具体的に今まで遅れましたのは、この条例準則といったものが、国から示されるのが非常に遅くなりました。その内容は、減額所帯の特例扱い部分、それとか限度額の扱い方、こういったところが、今の地方税方の一部改正に関係いたします。その部分が、法的な準備がなされないということで、条例準則までの提示が遅れてきたというのが現実でございます。なお、中身につきましては基本的に現在の国保税率を分割するといったかたちの中で、委員会等では報告させていただいておりますし、基本的には今までと同じであるという部分で、上がるか下がるかということでございます、今までと変わらないといったようなかたちになろうかと思っております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、追加議案の上程時期並びに付託委員会について、事務局に説明させます。

○ 議事課長

ただ今説明のありました追加議案1件につきましては、3月7日の本会議の一般質問終了後、すでに上程されております議案の質疑、委員会付託のあとに、提案理由説明、質疑ののち、厚生文教委員会に付託していただいております。また、追加報告事項3件につきましては、本会議最終日に、先に提出されておりました報告事項8件に引続き報告を受け、質疑としていただいております。ご審議方よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。追加議案の上程時期並びに付託委員会については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、追加議案の上程時期並びに付託委員会については、そのように決定いたしました。次に、会議予定の変更(案)について、事務局に説明させます。

○ 議事課長

お手元に配付しております「平成20年第1回 飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧ください。会議予定でございますが、先ほどお諮りしました議案1件、報告事項3件を追加して記載をいたしております。内容の説明は省略させていただきます。ご審議方よろしく願います。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。会議予定の変更(案)については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、会議予定の変更(案)については、そのように決定いたしました。次に、平成20年度一般会計予算特別委員会委員の人選及び設置時期について事務局に説明させます。

○ 議事課長

平成20年度一般会計予算特別委員会委員につきましては、お手元に配付いたしておりますとおり、各党派で調整がなされたうえで、届け出られております。特別委員の選任につきましては、飯塚市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議にはかって指名することになっておりますので、3月7日の本会議において、議長発議によりまして特別委員会の設置を諮り、届け出の議員を議長において指名していただいております。ご審議方よろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。平成20年度一般会計予算特別委員会委員の人選及び設置時期については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって平成20年度一般会計予算特別委員会委員の人選及び設置時期については、そのように決定いたしました。次に、議員提出議案の取扱いについて事務局に説明させます。

○ 議事課長

お手元に配付しておりますとおり提出された意見書(案)が8件ございます。案件に記載の(1)の「地方自治体の安定的財政運営と道路特定財源の確保を求める意見書(案)」、(2)の「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書(案)」、(3)の「中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(案)」及び(4)の「地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書(案)」、以上4件が、公明党の八児委員から、(5)の「後期高齢者医療制度に関する意見書(案)」、(6)の「米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見書(案)」及び(7)の「海上自衛隊イージス艦の漁船に対する衝突事故に関する意見書(案)」、以上3件が日本共産党の川上委員から、それぞれ提出されております。次に、(8)の「道路特定財源の確保に関する意見書(案)」が全国市議会議長会から議長宛てに提出されております。

また、(9)の「飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)」につきましては、既に上程されております「議案第27号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」が可決されましたら、建設部と都市整備部が統合され都市建設部となることから、建設委員会の所管を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○ 委員長

事務局の説明が終わりましたので、「地方自治体の安定的財政運営と道路特定財源の確保を求める意見書(案)」、「バイオマス推進基本法(仮称)の制定を求める意見書(案)」、「中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(案)」及び「地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書(案)」以上4件について提出者から補足説明があれば、お願いたします。

○ 八児委員

別にありません。

○ 委員長

次に、「後期高齢者医療制度に関する意見書(案)」、「米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見書(案)」及び「海上自衛隊イージス艦の漁船に対する衝突事件に関する意見書(案)」以上3件について提出者から補足説明があれば、お願いたします。

○ 川上委員

日本共産党からは、そこにあります3件について意見書(案)を提出をしております。最近の政府、アメリカのこともありますが、非常に国民にとって大変深刻なことが相次いで起きております。これから起ころうとしていることもありますけど、それについては是非とも今議会

で議決をお願いしたい意見書（案）についてのみ3件提案をさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。おはかりいたします。意見書(案)8件及び条例改正（案）1件については、各会派に持ち帰っていただき、後日の委員会で賛否を確認したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案の取り扱いについては、そのように決定いたしました。次に、議員提出議案に対する賛否締切り日について事務局より説明させます。

○ 議事課長

ただいまご審議いただきました議員提出議案9件につきましては、提案されます本会議最終日の2日前、3月17日月曜日の午後5時までに賛否を報告いただきたいと考えております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議員提出議案に対する賛否締切り日については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案に対する賛否締切り日については、そのように決定いたしました。なお、各会派、お集まりの折りに、ご協議されまして、先ほど協議いただきました8件の議員提出議案に対する賛否を事務局まで報告いただきますよう、よろしくお願ひいたします。次に、平成20年度関係議案に対する質疑通告について事務局から報告させます。

○ 議事課長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第36号及び議案第40号について、道祖議員より、議案第46号について瀬戸議員より質疑通告がっておりますので、報告いたします。

なお、その他の議案につきましては、質疑通告がございませんので、7日に行われる議案に対する質疑の際、議長において「質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします。」という議事進行となります。また、先ほど説明のありました追加議案1件につきましては、日程の関係上質疑通告は行いませんので、よろしくお願ひいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。平成20年度関係議案に対する質疑通告については、ご了承お願ひいたします。次に、陳情について事務局に説明させます。

○ 議事課長

お手元にお配りしております陳情文書表のとおり、3件の陳情が提出されております。本陳情につきましては、その写しを3月6日・木曜日に議席のほうにお配りすることといたしておりますのでよろしくお願ひいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、陳情については、ご了承願ひします。

次にその他でございますが、次回の議会運営委員会は、3月19日水曜日の本会議最終日、開会前の9時30分に開会を予定いたしておりますので、ご出席方よろしくお願いたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。